

島田市工事着手日選択型工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事の一部において、発注者が定めた工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択して契約を締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、単年度予算において執行する工事（ゼロ債務負担行為設定工事を含む。）とする。ただし、次に掲げる工事は、原則として対象工事としない。

(1) 工期に、落札決定の日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、完成予定年度を超える工事

(2) 緊急性のある工事

(工事着手期限日及び工事着手日選択期間)

第3条 工事着手期限日は、開札日から起算して180日以内の日とする。

2 発注者は、工事着手期限日を入札公告等に記載しなければならない。

3 受注者は、工事着手日を請負契約締結前に工事着手日通知書（別記様式）により発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、工事着手日選択期間内の任意の日を工事着手日として定めるものとする。この場合において、工事着手日及び工事完成日は、島田市の休日を定める条例（平成17年島田市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日以外の日としなければならない。

5 建設工事請負契約書の着手日は、工事着手日通知書の工事着手日を記載するものとする。

(工期)

第4条 工期は、受注者が定めた工事着手日から当該日から起算して発注者が指定する工事日数を加えた日までとする。

(前払金の取扱い)

第5条 対象工事に係る前払金は、工事着手日前に支払を請求することができない。

(工事着手日前の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、発注者が当該工事現場の管理を行うものとする。

2 契約日から工事着手日の前日までの期間は、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第7条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者及び監理技術者、監理技術者補佐並びに現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第8条 工事着手日を選択したことに伴う増加経費は、受注者の負担とする。

(契約書への添付)

第9条 建設工事請負契約書には、工事着手日選択型工事に関する特記仕様書を添付するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月2日から施行し、同日以降に入札公告を行うものから適用する。

別記様式（第3条関係）

工事着手日通知書
(工事着手日選択型工事用)

年 月 日

発注者 島田市長

住 所

受注者 商号又は名称

氏 名

次のとおり工事着手日を定めたので、通知します。

なお、本工事に係る前払金を請求する場合は工事着手日以降に行うこと及び工事着手日を選択したことに伴う増加経費は受注者の負担とすることに同意します。

建設工事名	
建設工事箇所	
契約年月日（予定）	年 月 日
工事着手日	年 月 日
工期（予定）	工事着手日～ 年 月 日